

京都市在宅医療・介護連携支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、介護保険法第115条の45第2項第4号に基づく在宅医療・介護連携推進事業として、市内各地域に在宅医療・介護連携支援センター（以下、「センター」という。）を設置し、地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応や、地域資源の把握、医療・介護に関わる多職種に向けた研修、地域住民への普及啓発などの取組を実施することにより、在宅療養者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境を整備することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は京都市とする。

- 2 医療側を軸として地域の在宅医療と介護の連携強化を図るため、センターが担当する圏域において在宅医療の中心的役割を果たす医師の団体に委託して実施するものとする。

(設置)

第3条 設置するセンターの名称及び担当地域は別表のとおりとする。

(センターにおける事業内容)

第4条 センターには、相談窓口を設置し、次に掲げる業務を実施する。

- (1) センター運営会議の実施
 - (2) 地域の医療・介護の資源の把握
 - (3) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - (4) 医療・介護関係者の研修
 - (5) 地域住民への普及啓発
 - (6) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
 - (7) 医療・介護関係者の情報共有の支援
 - (8) 区・支所地域包括支援センター運営協議会への参画等
- 2 前項に定める業務を実施するため、センターには、在宅医療・介護等の経験・知識を有するコーディネーターを配置する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は所管局長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

センターの名称	担当圏域
京都市北区・上京区在宅医療・介護連携支援センター	北区、上京区
京都市左京区在宅医療・介護連携支援センター	左京区
京都市中京区在宅医療・介護連携支援センター	中京区
京都市下京区・南区・東山区在宅医療・介護連携支援センター	東山区、下京区、南区
京都市山科区在宅医療・介護連携支援センター	山科区
京都市右京区在宅医療・介護連携支援センター	右京区
京都市西京区在宅医療・介護連携支援センター	西京区（洛西含む）
京都市伏見区在宅医療・介護連携支援センター	伏見区（深草、醍醐含む）